

①学校名:	東京医療保健大学		②所在地:	東京都品川区東五反田4-1-17		
③課程名:	東京医療保健大学大学院医療保健学研究科 医療保健学専攻医療栄養学領域	④正規課程/履修 証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	平成19年4月	
⑥責任者:	木村 哲		⑦定員:	医療保健学専攻25名 (27年度医療栄養学領域修了者3名)	⑧期間:	2年間
⑨申請する 課程の目的・ 概要:	現在、医療や福祉の現場において栄養学はますます重要となっていますが、エビデンスに基づいた栄養管理が不可欠になってきました。チーム医療の中で、真に栄養の専門家としての臨床栄養に関する知識と技術を身につけた人材が必要とされています。本大学院で学ぶ管理栄養士は、臨床現場で遭遇してきた栄養の諸問題を科学的に学修・研究することにより、栄養管理の専門家として栄養サポートチーム(NST)の中心的な役割をこなすことが期待できます。					
⑩4テーマへの 該当の有 無	なし	⑪履修資格:	<p>(平成29年度入学者の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者受け入れの方針 医療栄養学領域における知識と技術を有し、臨床現場でのさらなる実践能力、専門的知識を体系的に学ぶ意欲を有すること。 ・出願資格 出願することができる者は、次の各号のいずれかの条件を満たし、平成29年3月末現在で、医療・保健施設、教育研究機関、官公庁、企業等の現場において実務経験のある社会人とする。 (1)大学(学校教育法第83条に定める大学をいう。以下同じ)を卒業した者。 (2)学校教育法第104条第4項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者または平成29年3月末日までに授与される見込みの者。 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。 (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。 (6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者。 (7)文部科学大臣が指定した者(昭和28年文部省告示第5号)。 (8)本大学院において、個別の入学試験出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成29年4月1日現在で満22歳以上の者。 			
⑫対象とする 職業の種類:	管理栄養士					
⑬身に付ける ことのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 管理栄養士としてのキャリアアップにつながる教育・研究力を養い、栄養支援チーム(NST)のなかでリーダーとなって活躍できる能力を身に付ける。		(得られる能力) EBN(evidence based nutrition科学的根拠に基づいた栄養学)に基づいて病気を治す栄養学だけでなく、病気を予防するための栄養学、そして社会活動に参画できるための栄養学を患者と医療者に指導できる能力を身に付ける。			
⑭教育課程:	<p>高齢化社会を迎え、医療費の高騰を抑えながら高度な医療を提供できる医療体制づくりの気運が高まっています。そのためには従来の医薬品による薬物療法だけでなく、「食事療法」、「栄養療法」を行うことが健康寿命を延ばすためにも不可欠です。医療現場を想定した実践型授業を通して、現場で自ら考え行動する、栄養分野のリーダーを育てます。健康状態の改善だけでなく、疫病予防のための栄養学も学び、社会のニーズに応えられる医療・保健分野で活躍できるスペシャリストを目指します。</p> <p>臨床栄養学特論では、チーム医療において栄養管理の専門性を十分に発揮できる知識を習得し、病態ごとに栄養管理の基本的理論を修得させ、適正な栄養管理法について実践体系を構築し、理論展開を図る。</p> <p>医療栄養学演習では、管理栄養士に必要な臨床栄養管理の具体的技術を取得することを目的とし、病院における栄養指導及び多職種連携による栄養管理の実際を病院の医療現場のなかで学ぶ。</p> <p>臨床消化器特論では、最新の消化器病学をアクティブラーニング形式で発表・討論を行う中で、基礎的及び臨床的に理解・修得し、それらの知識を管理栄養士として医療現場での活動に応用できることを目指す。</p> <p>ニュートリションサポートチーム特論では、医師、管理栄養士、薬剤師等が多職種横断的に活動する栄養サポートチームが病院の中で実際に行っているニュートリションサポート活動について、その理論と実践を実習しながら学ぶ。</p>					

⑮修了要件 (修了授業時 数等):	2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を習得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。				
⑯修了時に付 与される学位・ 資格等:	管理栄養士				
⑰総授業時 数:	108	単位	⑱要件該当授業時数:	102	該当要件 双方向 実務家 ⑲要件該当授業時数 ／総授業時数: 94%
⑳成績評価の 方法:	授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。 ただし、試験は筆記試験に限らず、論文、レポート、ゼミ形式でのディスカッションへの参加・ディスカッション時の発表資料、プレゼンテーション内容等によってこれに代えることがある。				
㉑自己点検・ 評価の方法:	理念・目的に基づき適切な教育研究等を行い有為な人材の育成が図られているかについて、毎年度、学科長会議・研究科長会議・教授会及び学科会議等において点検・評価及び検証を行っており、その結果に基づき教育研究等の改善充実を図ることとしている。				
㉒修了者の状 況に係る効果 検証の方法:	効果検証としては、修了後の所属・職位の変化、研究等発表状況、研究生制度への応募、等を追跡調査している。特に設置後8年を経過した26年度に全領域修了者127名を対象に現職の環境の中で、「高度専門職業人」としての役割りを果たしているか等の動向調査を行い報告書も作成した。他、定期的に修了生の研究会を開催し、活動報告を行い、教育の成果を確認している。				
㉓企業等の 意見を取り 入れる仕組 み:	(教育課程の編成) 本学では学外の大学教員及び実務家等、有識者をもって構成する「スクリー委員会」を設置しており、教育研究の質の向上を図るとともに内部質保障を図る観点から本学の教育研究関連課題を社会的側面から検討願外部からの提言・評価をいただいている。これをもとに教育課程編成を含め授業方法等の改善を継続実施している。 (自己点検・評価) 学外の大学教員及び実務家等、有識者をもって構成する「スクリー委員会」において、教育研究の質の向上を図るとともに内部質保障を図る観点から本学の教育研究関連課題を社会的側面から検討願外部からの提言・評価をいただいている。これをもとに教育課程編成を含め授業方法等の改善を継続実施している。				
㉔社会人の受 講しやすい工 夫:	週末の講座開講、年3回の集中講義				
㉕ホームペー	http://www.thcu.ac.jp/graduate/healthcare/				

事務担当者名	諸田 清	所属部署:	大学院事務室
連絡先:	(電話番号)03-5421-7685 (E-mail)info-master@thcu.ac.jp		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。